第116期 定時株主総会 招集ご通知

日　時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時　（受付開始午前９時）

場　所

福島県郡山市中町19番１号
当行本店大会議室（６階）
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

議決権行使期限

2021年６月24日（木曜日）午後５時まで
本年より「スマート行使」を採用しております。
詳細は４ページをご参照お願いいたします。

大東銀行
証券コード：8563

目　次

第116期定時株主総会招集ご通知…… 1

株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件 …… 6
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件 …… 7

添付書類
第116期事業報告
1. 当行の現況に関する事項 …… 10
2. 会社役員（取締役）に関する事項 …… 18
3. 社外役員に関する事項 …… 23
4. 当行の株式に関する事項 …… 26
5. 当行の新株予約権等に関する事項 …… 28
6. 会計監査人に関する事項 …… 29
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 30
8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 …… 30
9. 特定完全子会社に関する事項 …… 35
10. 親会社等との間の取引に関する事項 …… 35
11. 会計参与に関する事項 …… 35
12. その他 …… 35

第116期計算書類
貸借対照表 …… 36
損益計算書 …… 37

第116期連結計算書類
連結貸借対照表 …… 38
連結損益計算書 …… 39

監査報告書
会計監査人の監査報告書謄本 …… 40
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本… 42
監査等委員会の監査報告書謄本…… 44

(証券コード8563)
2021年６月２日

株　主　各　位

福島県郡山市中町19番１号
株式会社　大東銀行
取締役社長　**鈴　木　孝　雄**

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）の感染状況を踏まえまして、株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために、株主さまには可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、マスク着用をお願い申し上げます。併せて、当日の現状に応じ当行の判断により、株主総会会場において株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、3ページから5ページの「議決権行使等についてのご案内」をご参照いただき、2021年６月24日（木曜日）午後５時までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　日　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時

2.　場　所　福島県郡山市中町19番１号　当行本店大会議室（６階）

3.　株主総会の目的事項

報告事項　1.第116期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

2.第116期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎　**本年より「スマート行使」を採用しております。４ページをご参照お願いいたします。**

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.daitobank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①　株主資本等変動計算書
②　個別注記表（計算書類の注記）
③　連結株主資本等変動計算書
④　連結注記表（連結計算書類の注記）

◎　本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.daitobank.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
また、第116期定時株主総会招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年６月25日（金）午前10時

2 郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいた上、行使期限までに当行に到着するようご返送下さい。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照下さい。

行使期限

2021年６月24日（木）午後５時までに到着

3 インターネットで議決権を行使される場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト
▶ https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力下さい。

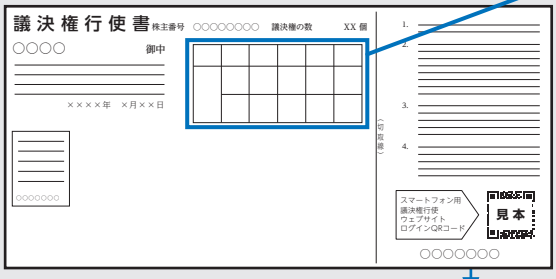
※詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧下さい。

行使期限

2021年６月24日（木）午後５時までに入力

議決権行使書のご記入方法のご案内

（議決権行使書イメージ）



右片の裏側にインターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

こちらに、各議案の賛否をご記入下さい。

第１号議案

賛成の場合 → **「賛」** の欄に○印

否認の場合 → **「否」** の欄に○印

第２号議案

全員賛成の場合 → **「賛」** の欄に○印

全員否認する場合 → **「否」** の欄に○印

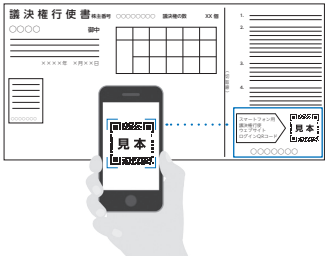
一部の候補者を否認する場合 → **「賛」** の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

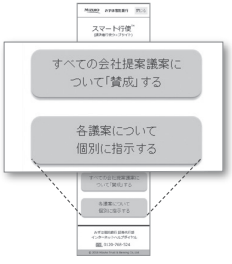
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」の議決権行使は **1 回のみ。**

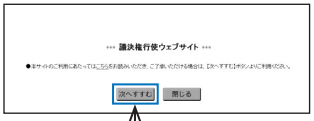
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

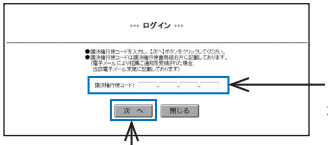
議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

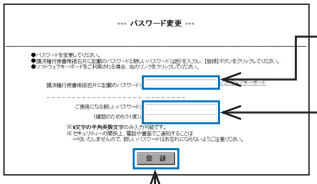
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日午前９時～午後９時）

1．インターネットによる議決権行使について

(1) 「スマート行使」による方法

・同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン※1でお読み取りいただき、当行指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力下さい（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。

・「スマート行使」による議決権行使は１回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記(2)の方法により再度ご行使いただく必要があります。

(2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法
当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏側に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

(3) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主さまが変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。

(4) パスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱い下さい。なお、パスワードを当行及び株主名簿管理人よりお尋ねすることはありません。

(5) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。

（ご注意）

・**議決権の行使期限は2021年６月24日（木曜日）午後５時となっております。**行使期限内に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。

・議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。

・インターネット接続・利用に関する費用は株主さまのご負担となります。

・インターネットによる議決権の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行　証券代行部**までお問い合わせ下さい。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル　**0120－768－524**（平日　９：00～21：00）

※1　QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第116期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き経営基盤の充実と経営体質の強化を図るための効果的な投資等に有効に活用してまいります。

1．配当財産の種類

金銭

2．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金30円　　総額　　380,164,890円

3．剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月28日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会より、本議案は当行の取締役候補者の指名方針に従い、指名・報酬委員会における審議を経て適切に取締役候補者が選任されており、各候補者は当行の取締役として適任であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当行における地位及び担当
1	鈴木（すずき）　孝雄（たかお）　再任　社内	取締役社長（代表取締役） 審査部、監査部担当
2	岡（おか）　安廣（やすひろ）　再任　社内	常務取締役（代表取締役） 営業開発部、証券国際部担当
3	三浦（みうら）　謙一（けんいち）　再任　社内	常務取締役（代表取締役） 経営部長 経営部、人事総務部、事務システム部担当
4	大里（おおさと）　裕昭（ひろあき）　再任　社内	取締役 証券国際部長

再　任…再任取締役候補者　　社　内…社内取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の普通株式数
再任 1	鈴木（すずき）　孝雄（たかお） （1953年11月15日生）	1976年４月　当行入行 1996年２月　同　うねめ支店長 1998年３月　同　本店営業部副部長 2001年４月　同　二本松支店長 2003年３月　同　朝日エリア長兼朝日支店長 2004年６月　同　常務取締役 2008年６月　同　専務取締役 2010年６月　同　取締役社長（代表取締役） 現在に至る 【担当】審査部、監査部	12,000株
	【取締役候補者とした理由】 支店長を歴任し豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2004年の常務取締役就任以来、専務取締役を歴任するなど経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。		
再任 2	岡（おか）　安廣（やすひろ） （1955年11月30日生）	1974年４月　当行入行 1999年３月　同　石川支店長 2001年４月　同　川俣支店長 2003年３月　同　白河支店長 2004年６月　同　債権管理部長 2008年７月　同　執行役員審査部長 2010年６月　同　取締役審査部長 2013年６月　同　常務取締役（代表取締役） 現在に至る 【担当】営業開発部、証券国際部	3,700株
	【取締役候補者とした理由】 支店長や債権管理部長、審査部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2010年の取締役就任以来、経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の普通株式数
再任 3	三浦 謙一 （1958年1月26日生）	1980年４月　株式会社日本長期信用銀行 （現株式会社新生銀行）入行 2008年７月　同　福岡支店長 2010年11月　株式会社新生銀行から当行へ出向 執行役員経営部長 2012年６月　当行取締役経営部長 2012年７月　同　取締役営業企画部長 2014年７月　同　取締役経営部長 2015年８月　同　取締役システム部長兼事務部長 2016年６月　同　常務取締役（代表取締役）システム部長兼事務部長 2017年７月　同　常務取締役（代表取締役）本店営業部長 2019年４月　同　常務取締役（代表取締役）経営部長 現在に至る 【担当】経営部、人事総務部、事務システム部	4,300株
	【取締役候補者とした理由】 大手銀行で支店長を歴任後、当行においては経営部長、営業企画部長、システム部長兼事務部長、本店営業部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2012年の取締役就任以来、経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。		
再任 4	大里 裕昭 （1957年12月26日生）	1981年４月　当行入行 2001年４月　同　証券国際部主任調査役 2003年３月　同　総合企画部主任調査役 2004年６月　同　経営部主任調査役 2005年７月　同　経営部副部長 2008年７月　同　証券国際部長 2013年６月　同　執行役員証券国際部長 2017年６月　同　取締役証券国際部長 現在に至る	3,100株
	【取締役候補者とした理由】 経営部副部長、証券国際部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しているほか、2017年から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。		

（注）　各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

（添付書類）

第116期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

当行グループは、当行及び連結される子会社等２社で構成され、銀行業を中心に、クレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行は、本店及び支店の合計58か店において、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替、証券投資信託及び保険商品の窓口販売業務等を行い、地域に根ざした営業を展開しており、お客さまへのサービス向上に積極的に取り組んでおります。

株式会社大東クレジットサービスは、カード利用による消費活動に対する与信と決済代行を行うクレジットカード事業を行っております。

株式会社大東リースは、お取引先さまに対するファイナンス・リース等の事業及び住宅ローン等をご利用のお客さまに対する信用保証事業を行っております。

[金融経済環境]

(国内経済)

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等の効果も相まって、持ち直しの動きがみられます。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばにあります。

(県内経済)

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向をみますと、個人消費は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、外食や旅行等のサービス消費を中心に減少しております。雇用・所得環境は、人員不足感が続いているものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きで推移しました。一方、公共投資は、東日本大震災からの復興関連工事、東日本台風等の復旧関連工事を中心に増加しました。

（金融情勢）

新型コロナウイルス感染症への対応として、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に向けて、政府や日銀は各種の金融緩和措置を実施してきました。そうしたもとで、企業の資金繰りには厳しさがみられますが、資金調達の環境は、緩和的な状態が維持されております。

[事業の経過及び成果]

こうした金融経済環境のなか、「共創力と提案力で地域の豊かな未来を実現する」の経営理念のもと、当行は新たに「第五次中期経営計画」（2020年４月～2023年３月）をスタートさせました。

（法人・事業者のお客さまに向けた取組み）

事業を営んでおられるお客さまに対しては、お客さまが抱える経営課題や、地域の産業構造変革に対応するため、創業支援のほか、事業承継やM＆A、事業再生支援等のコンサルティング活動に積極的に取り組んでまいりました。特に、新型コロナウイルスの影響を受けられているお客さまを、迅速かつきめ細やかにサポートするため、制度資金等を活用した資金繰り支援を行うなど、金融仲介機能の発揮に全力を挙げて取り組んでまいりました。

（個人のお客さまに向けた取組み）

個人のお客さまに対しては、お客さまの資産状況やライフプランに合わせ、最適なご提案が出来るよう、投資信託及び保険商品のラインナップの見直しを実施いたしました。このほか、高齢化社会の進展に伴いニーズが高まっている世代間の円滑な資産承継をサポートするため、新たに遺言代用信託の取扱いを開始いたしました。

このような取組みの結果、当行の業績は以下のとおりとなりました。

（主要勘定）

預金（譲渡性預金を含む）につきましては、法人預金及び個人預金が増加したことから、前期末比649億円増加して8,087億円となりました。

貸出金につきましては、主に事業者向け貸出が増加したことなどから、前期末比514億円増加して5,898億円となりました。

（損益）

経常収益は、貸出金利息の増加等に伴う資金運用収益の増加や預り資産手数料の増加等に伴う役務取引等収益の増加などにより、前期比7億9百万円増加して119億96百万円となりました。

一方、経常費用は、物件費の減少により営業経費は減少したものの、その他業務費用の増加などにより、前期比５億65百万円増加して104億55百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比１億43百万円増加して15億41百万円となりました。

また、当期純利益は、税金費用の増加等により前期比69百万円減少して９億46百万円となりました。

（連結損益）

当行グループ全体の業績につきましては、主として単体の業績の影響により、経常利益16億35百万円、親会社株主に帰属する当期純利益９億90百万円となりました。

[対処すべき課題]

新型コロナウイルス感染症の影響から、企業業績や資金繰りの悪化、個人所得の減少などの懸念が高まっております。新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、国、地方自治体、金融機関が一体となって地域経済を支えていくことが重要であるとの認識のもと、当行は営業地域における金融仲介機能発揮のほか、お客さまが抱える課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症は、私たちに大きな環境の変化をもたらしました。社会、経済、生活が大きな影響を受けるなか、ポストコロナを見据え、新たな環境下での事業活動支援など、フェーズに応じたニーズや課題にも適切に対応してまいります。

引き続き法令遵守態勢やコーポレート・ガバナンス体制を強化することで、企業価値の更なる向上に努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	13,576	12,564	12,452	13,067
経常利益	1,710	867	1,466	1,635
親会社株主に帰属する当期純利益	1,298	1,246	1,062	990
包括利益	732	2,258	△1,942	2,051
純資産額	39,540	41,415	39,090	40,760
総資産	800,432	789,773	790,655	963,505

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	692,197	679,056	681,903	747,417
定期性預金	273,608	260,949	246,655	236,280
その他	418,588	418,107	435,247	511,136
貸出金	519,795	530,084	538,354	589,820
個人向け	161,507	171,513	182,228	187,257
中小企業向け	203,500	205,246	200,521	258,157
その他	154,786	153,324	155,604	144,405
有価証券	226,334	204,427	187,232	185,634
国債	43,313	43,628	41,196	50,574
その他	183,021	160,799	146,036	135,060
総資産	797,024	785,888	787,270	960,125
内国為替取扱高	1,992,873	2,042,227	1,975,205	1,941,529
外国為替取扱高	百万ドル 87	百万ドル 79	百万ドル 58	百万ドル 66
経常利益	1,663	759	1,397	1,541
当期純利益	1,273	1,189	1,015	946
１株当たり当期純利益	100円46銭	93円89銭	80円15銭	74円68銭

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には譲渡性預金は含んでおりません。
3. １株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の使用人数

	当年度末			
	銀行業	クレジットカード事業	リース事業	信用保証事業
使用人数	489人	5人	2人	0人

（注）使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ．当行の使用人の状況

	当年度末
使用人数	489人
平均年齢	39年 7月
平均勤続年数	16年 11月
平均給与月額	319千円

（注）1. 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、時間外手当を含む３月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

福島県：本店営業部はじめ55店
栃木県：宇都宮支店
埼玉県：さいたま支店
東京都：東京支店

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者数の一覧

該当ありません。

(ハ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ．クレジットカード事業

株式会社大東クレジットサービス：郡山市中町19番１号

ハ．リース事業、信用保証事業

株式会社大東リース：郡山市中町19番１号

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	226

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

該当ありません。

ハ. 重要な設備の処分

該当ありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 大東クレジットサービス	郡山市中町 19番1号	クレジットカードの取扱いに関する業務	40百万円	43.75%	—
株式会社 大東リース	郡山市中町 19番1号	各種物件等に係るリース業務及び住宅ローン等の保証業務	380百万円	85.30%	—

重要な業務提携の概況

①第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

②第二地銀協地銀38行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

③第二地銀協地銀38行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。

④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

⑤株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

⑥株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

⑦株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

⑧株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 孝雄	取締役社長 (代表取締役) 審査部、監査部担当	—	—
岡 安廣	常務取締役 (代表取締役) 営業開発部、証券国際部担当	—	—
三浦 謙一	常務取締役 (代表取締役) 経営部長、 経営部、人事総務部、 事務システム部担当	—	—
大里 裕昭	取締役 証券国際部長	—	—
渡辺 宏和	取締役常勤監査等委員	—	—
清水 紀男	取締役監査等委員 (社外役員)	ときわ総合サービス株式会社 代表取締役社長	—
松本 三加	取締役監査等委員 (社外役員)	弁護士	—
菅野 裕之	取締役監査等委員 (社外役員)	—	—
佐藤 親	取締役監査等委員 (社外役員)	—	—

(注) 1. 取締役清水紀男氏、取締役松本三加氏、取締役菅野裕之氏及び取締役佐藤親氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役松本三加氏の戸籍上の氏名は渡邉三加でありますが、職業上使用している氏名で表記しております。
3. 当行は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
4. 2020年６月26日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって、退任した役員は次のとおりであります。

役　職	氏　名	退任事由
取締役	芳賀　良	任期満了
取締役	古川光雄	任期満了
取締役	村上　浩	任期満了
社外取締役	笠間善裕	任期満了
社外取締役	小野利信	任期満了
常勤監査役	佐久間　忠	任期満了
社外監査役	遠山　浩	任期満了

5. 当年度中に退任した役員の役職は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区　分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	その他の報酬等
取締役(監査等委員を除く)	9名	94	73	20	0
取締役(監査等委員)	5名	22	19	2	0
監査役	4名	8	5	2	0
計	18名	125	99	25	0

(注) 1. その他の報酬等は、報酬以外の金額であります。
2. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬11百万円を支給しております。
3. 上記には、2020年６月26日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名、監査役4名を含んでおります。なお当行は、2020年６月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．業績連動報酬等に関する事項

当行では、取締役の指名・報酬などの決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化することで、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、2021年2月に「指名・報酬委員会」を設置いたしました。また、同年3月に「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針」を策定いたしました。

なお、当事業年度の業績連動報酬等は、これらの組織及び方針の策定前のものであり、役員賞与については、当行グループの業績等を勘案して、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内で決定しております。

ハ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬限度額は、1991年６月27日開催の第86期定時株主総会において、月額18百万円（年額換算216百万円）以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。監査役の報酬限度額は、同株主総会において、月額5.5百万円（年額換算66百万円）以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。以下ニ．まで「取締役」という。）の報酬限度額は、2020年６月26日開催の第115期定時株主総会において、年額180百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名以内であります。監査等委員である取締役の報酬限度額は、同株主総会において、年額66百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は５名以内であります。

二．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年３月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を得ております。

取締役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

(ｲ) 基本方針

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ﾛ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当行の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(ﾊ) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益等の公表KPI の達成度合いや、各取締役の担当事業の業績を踏まえて算出された額を、賞与（現金報酬）として毎年一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

なお、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬等を支給することを検討していく。

(ニ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において検討を行う。

取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

種類別の報酬割合は、基本報酬の３割程度を目安に業績連動報酬等を支払うものとする。

(ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬等の個人別の額は、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととする。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
清水紀男	当行は会社法第427条第１項の規定により、社外役員との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
松本三加	
菅野裕之	
佐藤　親	

(4) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

役員等賠償責任保険契約は締結しておりません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
清水紀男	ときわ総合サービス株式会社　代表取締役社長
松本三加	弁護士
菅野裕之	―
佐藤　親	―

（注）社外役員の兼職先と当行との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在　任　期　間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
清　水　紀　男	9か月	2020年6月26日就任以降開催の取締役会8回全てに出席 2020年6月26日就任以降開催の監査等委員会8回全てに出席	日本銀行で長年培われた金融業務経験や、民間金融機関経営に携わった経験、また事業会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当行の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
松　本　三　加	5年9か月	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席 当事業年度開催の監査役会3回全てに出席 当事業年度開催の監査等委員会8回全てに出席	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
菅　野　裕　之	1年9か月	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席 当事業年度開催の監査役会3回全てに出席 当事業年度開催の監査等委員会8回全てに出席	地方行政において長年財務・財政・総務領域に携わった経験と幅広い知識に基づき、当行の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
佐　藤　　親	9か月	2020年6月26日就任以降開催の取締役会8回全てに出席 2020年6月26日就任以降開催の監査等委員会8回全てに出席	地方行政において長年財務・総務領域に携わった経験と幅広い知識に基づき、当行の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	18（−）	−

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 銀行からの報酬等には、役員賞与3百万円(取締役0百万円、監査役1百万円、取締役監査等委員1百万円)を含んでおります。
3. 上記役員賞与には、2020年6月26日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役3名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	18,000千株
発行済株式の総数	12,701千株 (自己株式29千株を含む)

(2) 当年度末株主数 8,218名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
SBIホールディングス株式会社	2,455	19.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	838	6.61
大東銀行行員持株会	476	3.76
SMBC日興証券株式会社	410	3.23
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	339	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	306	2.41
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	301	2.37
株式会社東邦銀行	196	1.55
さわやか商事株式会社	160	1.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	157	1.24

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(29千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 三井住友信託銀行株式会社から、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする2020年12月15日現在の保有株式等を記載した2020年12月22日付の大量保有報告書（変更報告書1）が関東財務局長に提出されておりますが、当行として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。
なお、大量保有報告書（変更報告書1）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	609	4.80
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	150	1.19
日本証券代行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番4号	37	0.30

4. 銀行等保有株式取得機構から、2021年2月15日現在の保有株式等を記載した2021年2月19日付の大量保有報告書（変更報告書3）が関東財務局長に提出されておりますが、当行として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。
なお、大量保有報告書（変更報告書3）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	683	5.38

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　久保　暢子 指定有限責任社員　野瀬　直人	40	－

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する当該事業年度に係る報酬等の合計額は40百万円であります。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制が十分でないと認められた場合は、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任を決定する方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は会社法及び同法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会において「コンプライアンス基本方針」を制定し、その周知徹底を図る。
・行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署を経営部とする。
・本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
・法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について、定期的に検討・協議する。
・不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
・取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。
・取締役会において「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する基本方針」を制定し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のための実効的なリスク管理態勢を確立する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。
・銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、経営部（リスク担当）を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。
・内部監査を行う部署として、監査部を設置し、監査方針、監査計画書を取締役会で策定して実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。
・取締役は会社法及び定款の定めに基づき、取締役会の委任を受けた範囲において、重要な業務執行（会社法第３９９条の１３第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を行うことができる。
・迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定し業務を執行するために、執行役員を設置する。

⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

［子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制］

・当行は、子会社の経営内容を的確に把握するため「関連会社管理規程」を制定し、協議・承認事項や報告事項を明確化する。

［子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制］

・当行は「関連会社管理規程」に基づき、子会社が行うリスク管理上の重要な事項については、事前に協議し、主管部及び関係部において適切な管理・指導を行う。

［子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制］

・子会社が策定する経営方針は、当行の主管部にて事前に協議する。
・当行は、円滑な子会社相互の活動と業務上の諸問題につき協調を促進するため、必要ある場合には、関連会社会議を開催する。

［子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制］

・子会社においても、「コンプライアンス計画」及び「コンプライアンス・マニュアル」の規程を具備させる。

・当行は「内部監査規程」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務執行状況について内部監査を実施する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

・監査等委員の職務を補助するため、監査部内に監査等委員会事務局を設置する。

・監査等委員会事務局の人員は、監査等委員会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

⑦監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会事務局の業務を行うにあたって、監査等委員以外の者の指揮命令を受けない。

・監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動や評価等については、監査等委員会の事前の同意を得る。

⑧当行並びに子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・当行並びに子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場合、速やかに当行の監査等委員会へ報告することとする。

・「公益通報者保護規程」において、当行及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関して、当行の監査等委員会へ報告することができる。

⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・「公益通報者保護規程」において、通報者に対して当該通報をしたことを理由に解雇その他いかなる不利益取扱も行わないことを定める。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員の職務の執行上必要と認められる監査費用について予算の決議を行う。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要あると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。

・代表取締役及び関係する取締役は、当行が対処すべき課題、監査等委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、取締役会等において定期的に監査等委員と意見交換を行う。

・監査等委員会は、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換を行い、内部監査の結果等の報告を受ける。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制

・コンプライアンスに関するアンケートを実施し、役職員がコンプライアンスに対する意識を自己評価することでコンプライアンスの重要性を再確認するとともに、集計結果を以後のコンプライアンス環境の改善に活用しました。

・行内文書「法務・コンプライアンスニュース」を32回発刊し、最近のコンプライアンス上の留意事項について周知徹底を図ったほか、部店長会議や各種研修会等及び部店内においてコンプライアンス研修を当事業年度において計23回実施し、コンプライアンスの重要性について周知徹底いたしました。

・法務・コンプライアンス委員会を当事業年度において計４回開催し、コンプライアンスを着実に実践するために必要な事項等について協議・検討を行いました。

②リスク管理体制

・各種リスクの評価やモニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・討議を行うためリスク管理委員会を当事業年度において計５回開催し、各種リスクの状況等の報告を受け必要な検討を行いました。
・内部監査については年度毎に作成する監査計画書に基づき、延べ139部店において内部監査（現物監査、フォローアップ監査を含む。）を実施し、内部管理体制についての報告を受け必要な改善指示を行いました。

③当行及び子会社における態勢

・関連会社業務進捗ヒアリングを当事業年度において計２回実施し、子会社の管理・指導を実施いたしました。また、子会社の業務執行状況について、内部監査規程に基づき内部監査を実施しました。

④監査等委員会に関する体制

・監査等委員会監査の実効性を高め、監査業務を円滑に執行するための体制を確保するため、監査等委員会事務局として監査部所属の職員１名を配置しております。
・監査等委員は、監査等委員会を定例的に毎月１回（必要に応じて随時開催。当事業年度において計8回）開催するとともに、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。また、監査等委員長（常勤監査等委員）は、業務監査を計25部店実施しました。
・取締役会の議案として、通常の決議や報告とは別に新たに「審議事項」を設け、当行が対処すべき課題や監査上の重要課題等についての意見交換を行いました。
・監査等委員長（常勤監査等委員）と内部監査部門との情報交換を毎月1回行い、監査等委員会と会計監査人との意見交換会を年2回開催したほか、三様監査機関（監査等委員長、内部監査部門、会計監査人）協議会を年2回開催し、情報等の意見交換を行いました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第116期末（2021年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**166,104**
現金	12,814
預け金	153,289
有価証券	**185,634**
国債	50,574
地方債	12,005
社債	79,032
株式	4,130
その他の証券	39,891
貸出金	**589,820**
割引手形	580
手形貸付	12,488
証書貸付	539,885
当座貸越	36,866
外国為替	**1,082**
外国他店預け	1,082
その他資産	**8,405**
前払費用	2
未収収益	623
金融派生商品	0
その他の資産	7,778
有形固定資産	**9,866**
建物	1,745
土地	7,781
その他の有形固定資産	339
無形固定資産	**427**
ソフトウェア	318
その他の無形固定資産	108
前払年金費用	**412**
繰延税金資産	**343**
支払承諾見返	**763**
貸倒引当金	**△2,735**
資産の部合計	**960,125**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**747,417**
当座預金	12,365
普通預金	487,722
貯蓄預金	6,936
通知預金	1,192
定期預金	236,166
定期積金	114
その他の預金	2,919
譲渡性預金	**61,314**
借用金	**105,000**
借入金	105,000
外国為替	**0**
未払外国為替	0
その他負債	**4,264**
未払法人税等	385
未払費用	278
前受収益	197
給付補塡備金	0
金融派生商品	80
資産除去債務	62
その他の負債	3,260
賞与引当金	**171**
退職給付引当金	**1,269**
睡眠預金払戻損失引当金	**203**
偶発損失引当金	**104**
再評価に係る繰延税金負債	**1,065**
支払承諾	**763**
負債の部合計	**921,573**
（純資産の部）	
資本金	**14,743**
資本剰余金	**1,294**
資本準備金	1,294
利益剰余金	**20,796**
利益準備金	793
その他利益剰余金	20,002
別途積立金	14,900
繰越利益剰余金	5,102
自己株式	**△49**
株主資本合計	**36,785**
その他有価証券評価差額金	**△94**
土地再評価差額金	**1,862**
評価・換算差額等合計	**1,767**
純資産の部合計	**38,552**
負債及び純資産の部合計	**960,125**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第116期（2020年 4月 1 日から 2021年 3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**11,996**
資金運用収益	**8,113**	
貸出金利息	6,352	
有価証券利息配当金	1,647	
預け金利息	113	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**2,944**	
受入為替手数料	696	
その他の役務収益	2,248	
その他業務収益	**448**	
外国為替売買益	45	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	400	
その他の業務収益	1	
その他経常収益	**491**	
償却債権取立益	57	
株式等売却益	316	
その他の経常収益	117	
経常費用		**10,455**
資金調達費用	**99**	
預金利息	91	
譲渡性預金利息	7	
役務取引等費用	**1,017**	
支払為替手数料	93	
その他の役務費用	924	
その他業務費用	**870**	
国債等債券売却損	865	
その他の業務費用	4	
営業経費	**7,556**	
その他経常費用	**911**	
貸倒引当金繰入額	522	
貸出金償却	18	
株式等売却損	58	
株式等償却	192	
その他の経常費用	119	
経常利益		**1,541**
特別利益		**4**
固定資産処分益	4	
特別損失		**94**
固定資産処分損	46	
減損損失	48	
税引前当期純利益		**1,451**
法人税、住民税及び事業税	583	
法人税等調整額	△77	
法人税等合計		**505**
当期純利益		**946**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	166,105
有価証券	185,394
貸出金	589,455
外国為替	1,082
リース債権及びリース投資資産	2,306
その他資産	10,126
有形固定資産	10,097
建物	1,804
土地	7,920
その他の有形固定資産	372
無形固定資産	437
ソフトウェア	327
その他の無形固定資産	110
退職給付に係る資産	451
繰延税金資産	325
支払承諾見返	763
貸倒引当金	△3,040
資産の部合計	963,505

科目	金額
（負債の部）	
預金	746,786
譲渡性預金	61,214
借用金	105,345
外国為替	0
その他負債	5,850
賞与引当金	174
退職給付に係る負債	1,213
睡眠預金払戻損失引当金	203
偶発損失引当金	104
繰延税金負債	24
再評価に係る繰延税金負債	1,065
支払承諾	763
負債の部合計	922,745
（純資産の部）	
資本金	14,743
資本剰余金	1,294
利益剰余金	21,970
自己株式	△49
株主資本合計	37,959
その他有価証券評価差額金	17
土地再評価差額金	1,862
退職給付に係る調整累計額	72
その他の包括利益累計額合計	1,953
非支配株主持分	848
純資産の部合計	40,760
負債及び純資産の部合計	963,505

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**13,067**
資金運用収益	**8,129**	
貸出金利息	6,369	
有価証券利息配当金	1,646	
預け金利息	113	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**3,190**	
その他業務収益	**1,244**	
その他経常収益	**503**	
償却債権取立益	57	
その他の経常収益	446	
経常費用		**11,432**
資金調達費用	**103**	
預金利息	91	
譲渡性預金利息	7	
借用金利息	3	
役務取引等費用	**988**	
その他業務費用	**1,563**	
営業経費	**7,868**	
その他経常費用	**908**	
貸倒引当金繰入額	510	
その他の経常費用	398	
経常利益		**1,635**
特別利益		**4**
固定資産処分益	4	
特別損失		**95**
固定資産処分損	47	
減損損失	48	
税金等調整前当期純利益		**1,544**
法人税、住民税及び事業税	607	
法人税等調整額	△71	
法人税等合計		**535**
当期純利益		**1,008**
非支配株主に帰属する当期純利益		**17**
親会社株主に帰属する当期純利益		**990**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１３日

株式会社大東銀行
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　暢　子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　瀬　直　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大東銀行の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第１１６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１３日

株式会社大東銀行
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　暢　子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　瀬　直　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社大東銀行の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２１年5月１４日

株式会社大東銀行　監査等委員会

常勤監査等委員　渡　辺　宏　和 ㊞
監査等委員　清　水　紀　男 ㊞
監査等委員　松　本　三　加 ㊞
監査等委員　菅　野　裕　之 ㊞
監査等委員　佐　藤　　親 ㊞

（注）1.監査等委員　清水紀男、松本三加、菅野裕之及び佐藤親は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2.当行は、2020年6月26日開催の第115期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2020年4月1日から2020年6月25日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

会　場

〒963 - 8004
福島県郡山市中町19番１号
当行本店大会議室（６階）
電話（024）925－1111

当日受付（入場）は午前9時より開始いたします。

交通のご案内

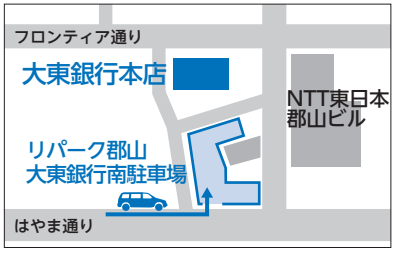
電車でお越しの株主さま

ＪＲ郡山駅より徒歩５分

お車でお越しの株主さま

本店南側のリパーク郡山大東銀行南駐車場をご利用願います。

駐車場詳細図





大東銀行

ホームページ　https://www.daitobank.co.jp/

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。